

～夢を抱き たくましく生きる力を  
育むために～



# 山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計画

---

平成28年9月  
山武市教育委員会

## 目 次

はじめに-----	1
1 基本計画の考え方について-----	2
(1) 基本計画の期間-----	2
(2) 小学校における適正配置計画-----	3
(3) 中学校における適正配置計画-----	3
2 基本計画の具体的な内容-----	4
(1) 前期計画（平成 28 年度～平成 37 年度）-----	4
①豊岡小学校と松尾小学校の統合-----	4
②日向小学校と山武西小学校の統合-----	6
③山武中学校と山武南中学校の統合-----	8
④蓮沼中学校と松尾中学校の統合-----	10
⑤成東中学校と成東東中学校の統合-----	12
(2) 後期計画（平成 38 年度以降）-----	14
①成東小学校と大富小学校の統合-----	14
②南郷小学校と緑海小学校と鳴浜小学校の統合-----	14
③睦岡小学校と山武北小学校の統合-----	14
④蓮沼小学校と大平小学校の統合-----	14
3 基本計画（前期計画）の進め方-----	16
(1) 実施計画の策定-----	16
①実施計画の策定時期-----	16
②実施計画の内容-----	16
③実施計画の策定とその推進-----	16
(2) 統合準備専門部会（仮称）の設置-----	16
(3) 適正配置を進めるための考え方-----	17
①教育整備に関すること-----	17
②通学環境整備に関すること-----	17
③通学区域に関すること-----	18
④学校施設整備に関すること-----	18
⑤閉校後の学校施設・跡地利用に関すること-----	18
⑥基本方針及び基本計画の見直し-----	18
(4) 学校規模適正化・適正配置（統合）に関する手続き-----	18
①府内調整会議及び教育委員会協議会の開催-----	18
②教育委員会会議-----	18
③山武市学校のあり方検討委員会への意見聴取及び報告-----	19

④学校、地域における推進体制の整備	19
⑤市議会	19
⑥パブリックコメントの活用	19
⑦学校廃止の届出	19
 おわりに	20

付属資料

○山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本方針の概要	1
○山武市立小学校別、児童数・学級数の推移	9
○山武市立中学校別、生徒数・学級数の推移	11

## はじめに

日本は少子高齢化社会を迎えて、人口の減少は避けられず、本市においても同様の状況にあり、児童生徒数においても減少傾向をたどり、多くの小中学校で「学校の小規模化」が進んでいます。

「学校の小規模化」は、学校における教育活動や学校運営等、様々な面に影響を及ぼすことが懸念されています。現在、それぞれの学校で、保護者や地域の方々の協力を得ながら、教育的成果が上がるよう、様々な取り組みを行っていますが、少子化の波は、児童生徒の教育環境、学校教育機能をも損なう恐れがあり、学校の規模適正化を図る必要に迫られている現状にあります。

このような状況の中で、教育委員会では、将来の山武市を担う子どもたちのために教育の機会均等と公平性を確保することが教育行政に課せられた責務であると考え、平成24年11月に山武市学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、本市小中学校の将来を展望した学校のあり方について、慎重な審議を重ねて検討いただき、平成26年3月に答申をいただきました。

この答申を踏まえ、教育委員会では、今後の学校規模の適正化と適正配置のあり方についての基本的な考え方をとりまとめた「山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本方針」【素案】（以下「基本方針」という。）を平成27年2月に策定しました。

その後、平成27年11月に基本方針を成案とし、保護者及び地域市民との意見交換等の結果を踏まえ、統合の優先順位や年次計画等、今後の方向性をまとめた「山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計画（案）」を策定しました。

平成28年2月に中学校区単位で、保護者、地域市民を対象に基本計画（案）についての「意見を聞く会」の開催、また、各園、小中学校ごとに「説明会」を開催し、基本計画（案）の説明及び学校の規模適正化・適正配置に関する意見交換を行ってまいりました。この度、保護者及び地域市民との意見交換等の結果を踏まえ、本市小中学校の規模適正化・適正配置に関する計画をまとめました。

今後は、この基本計画に基づき、対象となる学校の適正配置を進めてまいります。

子どもは無限の可能性を秘めた宝です。子どもたち一人一人が個性と能力を最大限に発揮できるよう教育環境を整え、すべての子どもたちの明るい未来を切り拓いていくため、先進的な教育施策、サポート体制を構築し、全市を挙げて全力で取り組み、魅力ある学校づくりに努めてまいります。

## “～夢を抱き たくましく生きる力を育むために～”

平成28年9月

山武市教育委員会

### 〈策定の経緯〉

平成24年11月	山武市学校のあり方検討委員会に諮問
平成26年 3月	「山武市立小中学校の将来を展望したあり方について」答申
平成27年 2月	「山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本方針」【素案】策定
3月	基本方針周知のため、中学校区単位で「意見を聞く会」の開催
平成27年11月	「山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本方針」【成案】策定
平成28年 1月	「山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計画」（案）策定
平成28年 2月	基本計画(案)周知のため、中学校区単位で「意見を聞く会」の開催
平成28年 9月	「山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計画」【成案】策定

## 1 基本計画の考え方について

この「基本計画」は「基本方針」に基づき、児童生徒数の将来推計をもとに、将来的な学校規模を見据えた上で、学校規模の適正化を進める具体的な取り組みを定めるものです。

本計画は学校の小規模化、過小規模化が進む中で、子どもたちにとってより良い教育環境を提供していくため、国で定められている適正規模に近づけていくことを基本としますが、本市の地理的条件、歴史的な背景、学校と地域との関わり合い等を考慮し、小学校では現在複式学級を有する学校及び複式学級が見込まれている学校を優先して統合することとします。それ以外の学校については、当面の間は存続することとし、小規模校のメリットを最大限に活かす方策や、デメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施していきます。

中学校については単学級を解消することを念頭におき、既に部活動や教員配置等、学校運営に影響が出ているため、生徒数を勘案し優先的に統合を進めていくこととします。

また、建物の老朽化に伴い建て替えが必要となる学校については、財政状況や学校施設整備計画を踏まえ、統合時期を検討していくこととします。

今後、この基本計画を進める際、対象となる学校区の児童・生徒やその保護者はもちろんのこと、地域の皆様に理解と協力を得ることが最も大切なことだと考えています。

基本計画の実施にあたっては、対象となる学校区ごとに説明会を開催し、周知を図るとともに、学校規模適正化・適正配置の必要性について共通理解を図りながら皆様と共に考え進めていきます。

### (1) 基本計画の期間

基本計画は、学校の規模適正化・適正配置を計画的に行うために策定したものです。その実施にあたっては、改修などの学校施設整備が必要となった場合、短期間での実施は現実的に困難となることや、学校の規模適正化・適正配置の考え方として全市的な見直しを行うため、保護者や地域の皆様との十分な協議が必要であることを考慮すると、中・長期的な視野で計画を構想し、その期間内で詳細なスケジュールにあたる年次計画を策定して進めることが望ましいと考えられます。

これらのことから、基本計画の期間は前期計画と後期計画に区分し、前期計画は新市建設計画及び財政計画との整合性を図り、平成 28 年度から 37 年度までの 10 年間として学校の規模適正化・適正配置を進めていくこととしました。後期計画は平成 38 年度以降の計画として、今後の児童数の推移や校舎の老朽化等の状況を勘案し、統合時期や優先順位を検討していくこととします。

〈全体計画〉

年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38 以降～
計画											

山武市学校の規模適正化・適正配置基本計画【前期計画】(10 年間)

【後期計画】  
(見直し・策定は平成 36 年度)

長期間を要する取り組み

※参考

山武市新市建設計画及び財政計画(10 年間)

## (2) 小学校における基本計画

前期計画は、現に「複式学級を有する学校」、「複式学級が見込まれる学校」について、できるだけ早期に統合し、複式学級の解消を図ることとします。それ以外の学校については、現段階での児童数の推計から見ても複式学級が見込まれないため、当面の間は存続していくこととします。

### 【前期計画：平成 28 年度～平成 37 年度】(10 年)

学校名	計画期間	統合年度	統合後の 学校位置	学校の状況
豊岡小	平成 28 年度～平成 30 年度	平成 31 年度	松尾小	・平成 27 年度から 5 学級 (豊岡小)
松尾小				
山武西小	平成 30 年度～平成 32 年度	平成 33 年度	山武南中	・平成 33 年度に 5 学級になる 見込み (山武西小)
日向小				

### 【後期計画：平成 38 年度以降】

後期計画は、今後の児童数の推移や校舎の老朽化等の状況により、前期計画の後半（平成 36 年度）に統合年度等を検討することとします。

～基本方針における学校規模適正化・適正配置の枠組み～

- ①成東小と大富小の統合
- ②南郷小と緑海小と鳴浜小の統合
- ③睦岡小と山武北小の統合
- ④蓮沼小と大平小の統合

## (3) 中学校における基本計画

中学校は、生徒数・学級数の減少から既に学校運営に影響が出ていることから、単学級の解消や学校施設の老朽化への対応等を総合的に勘案しながら、前期計画期間内に統合を進めいくこととします。

### 【前期計画：平成 28 年度～平成 37 年度】(10 年)

学校名	計画期間	統合年度	統合後の 学校位置	学校の状況
山武中	平成 28 年度～平成 30 年度	平成 31 年度	山武中	・平成 32 年度に 1 学年が単学級になる見込み (山武南中)
山武南中				
蓮沼中	前期計画期間内	前期計画期間内	松尾中	・平成 27 年度から 3 学年が単学級 (蓮沼中)
松尾中				
成東中	平成 32 年度～平成 34 年度 (予定)	平成 35 年度 (予定)	成東東中	・校舎の老朽化 (成東中)
成東東中				

## 2 基本計画の具体的内容

### (1) 前期計画（平成 28 年度～平成 37 年度）

#### ① 豊岡小学校と松尾小学校の統合

**～郷土を愛する心を大切に 豊かな人間関係の中で充実した教育活動が期待されます～**

豊岡小学校については、平成 25 年度から増置教員を担任として活用していたことから、複式学級は解消されていましたが、平成 27 年度では増置教員での対応が困難となり、複式学級での学校運営となっています。平成 33 年度の推計からみても児童数の増加は見込めず、常に複式学級の問題を抱えている状況です。また、松尾小学校については、複数の学年で単学級となっており、平成 31 年度の推計では 5 学年以外で単学級となることが見込まれます。

豊岡小学校の複式学級の問題を優先的に解消するために、学校施設の規模及び中学校区の関連から、松尾小学校と統合します。

#### ○児童数・学級数の推計

学校名	建築年	保有教室数		28 年度		31 年度		33 年度	
		普通	転用可	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
豊岡小	H50	7	0	47	4	42	4	39	4
松尾小	H46	11	5	224	8	198	7	166	6
統合後		—		240		9		205	

※学級数の推計は国の学級編制の標準により算出

#### 1) 新校の開校

平成 31 年 4 月 1 日に新設校を開校します。

#### 2) 統合後の学校位置

統合後の学校位置は、学校施設の規模及び中学校区の関連から現松尾小学校とします。

#### 3) 通学区域

原則として、豊岡小学校区及び松尾小学校区の通学区域全域とします。

#### 4) 施設整備

松尾小学校の校舎の老朽化に伴い、平成 31 年度から 33 年度にかけて建て替えを行います。

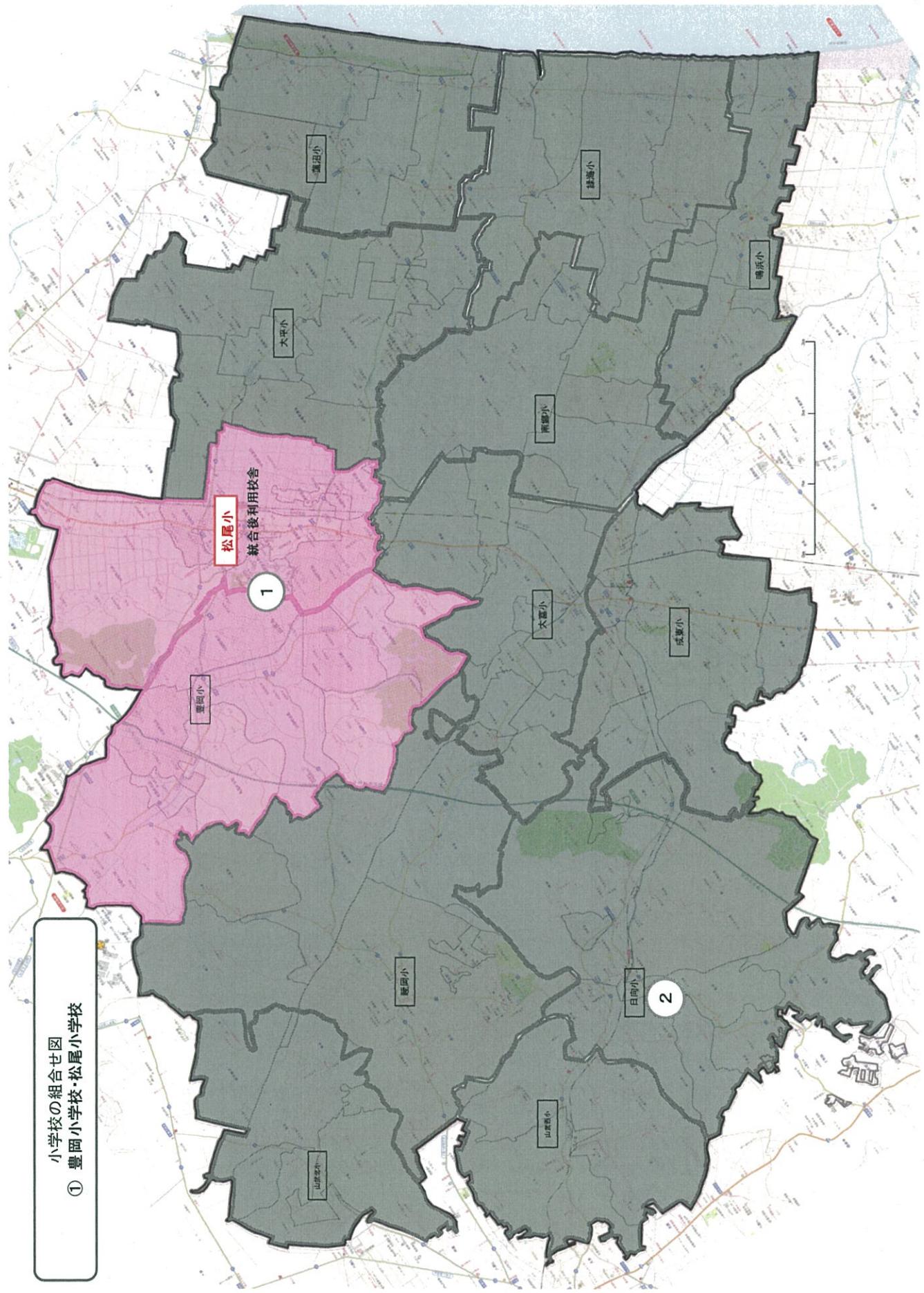
建て替え時は、仮移転や仮設校舎の設置位置について検討します。

#### 5) 跡地利用

豊岡小学校の跡地利用については、平成 31 年度に改修工事を行い、平成 32 年度にまつおこども園を移転します。

#### 6) スケジュール

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
統合関係	実施計画策定	統合準備専門部会（仮称）の設置		新小学校開校			
施設整備				解体・新校舎建設工事			新校舎スタート
跡地利用			豊岡小閉校	改修工事	まつおこども園開園		



## ② 日向小学校と山武西小学校の統合

～親近感のある学校運営で 児童・教職員の一体感が高まった教育活動が期待されます～

山武西小学校については、平成 33 年度の推計で 71 名まで児童数が減少し、2 学年と 3 学年で複式学級となることが見込まれます。

山武西小学校の複式学級の問題を優先的に解消するために、地域性や通学距離を考慮し、日向小学校と統合します。

### ○児童数・学級数の推計

学校名	建築年	保有教室数		28 年度		33 年度	
		普通	転用可	児童数	学級数	児童数	学級数
日向小	S56	9	9	185	6	160	6
山武西小	H10	8	4	87	6	71	5
統合後		—	—	231	10		

※学級数の推計は国の学級編制の標準により算出

#### 1) 新校の開校

平成 33 年 4 月 1 日に新設校を開校します。

#### 2) 統合後の学校位置

統合後の学校位置は、地域性や通学距離の関連から、統合により閉校となる現山武南中学校とします。

#### 3) 通学区域

原則として、日向小学校区及び山武西小学校区の通学区域全域とします。

#### 4) 施設整備

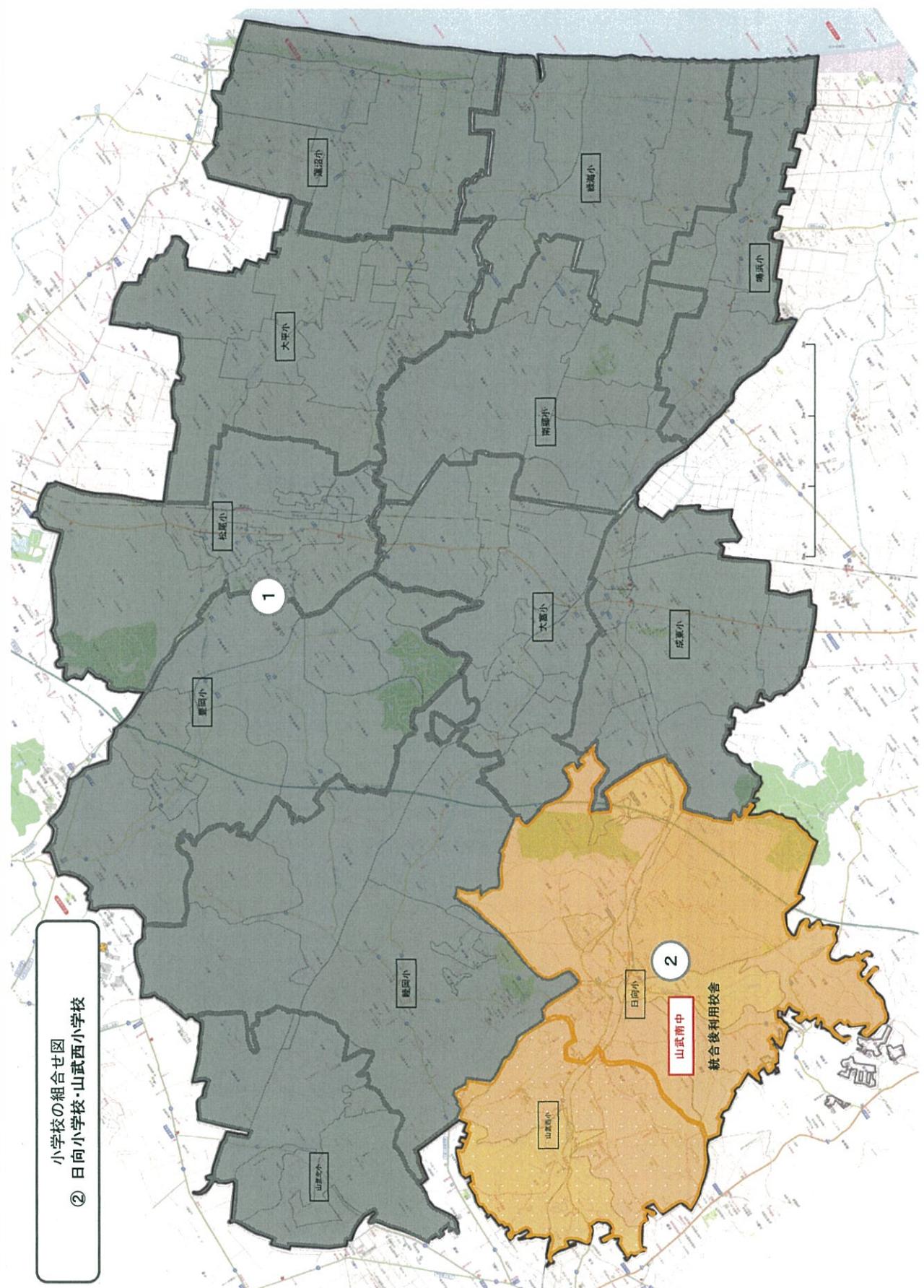
平成 31 年度から 32 年度にかけて、小学生の基準に合わせ、階段の高さやトイレ等を改修します。

#### 5) 跡地利用

新校は山武南中学校の校舎を使用するために、日向小学校・山武西小学校が閉校となります。学校施設は、地域住民にとっての身近な公共施設であり、避難場所として位置づけられていることもあることから、跡地の利用については、地域の皆様と十分協議しながら検討していきます。

#### 6) スケジュール

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
統合関係	実施計画 策定	統合準備専門部会（仮称） の設置		新小学校 開校			
施設整備	山武南中 閉校	改修工事 山武南中					
跡地利用			日向小 山武西小 閉校	跡地利用について検討			



### ③ 山武中学校と山武南中学校の統合

**～地域の絆を強め 整った学習環境の中で躍動的な教育活動が期待されます～**

山武中学校の平成 27 年度生徒数は 225 名で学級数は 8 学級です。平成 31 年度の推計ではさらに減少し、生徒数が 197 名で 6 学級となります。また、山武南中学校についても生徒数・学級数の減少が見込まれており、平成 27 年度の生徒数 231 名、学級数 8 学級が平成 31 年度の推計では生徒数が 138 名で 6 学級となります。さらに、平成 39 年度の推計では山武中学校は生徒数が 106 名で 4 学級（複数の学年が単学級）となり、山武南中学校は生徒数が 97 名で 3 学級（全ての学年が単学級）となります。

従って、教科担任制で必要な教員を複数配置できる学級数を確保するために、地域性や通学距離を考慮し、2 校で統合します。

#### ○生徒数・学級数の推計

学校名	建築年	保有教室数		28 年度		31 年度		37 年度	
		普通	転用可	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
山武中	H9	10	6	216	7	197	6	151	6
山武南中	H10	11	5	201	6	138	6	106	5
統合後		—		335	9	257	8		

※学級数の推計は国の学級編制の標準により算出

#### 1) 新校の開校

平成 31 年 4 月 1 日に新設校を開校します。

#### 2) 統合後の学校位置

統合後の学校位置は、通学距離の観点から現山武中学校とします。

#### 3) 通学区域

原則として、山武中学校区及び山武南中学校区の通学区域全域とします。

#### 4) 施設整備

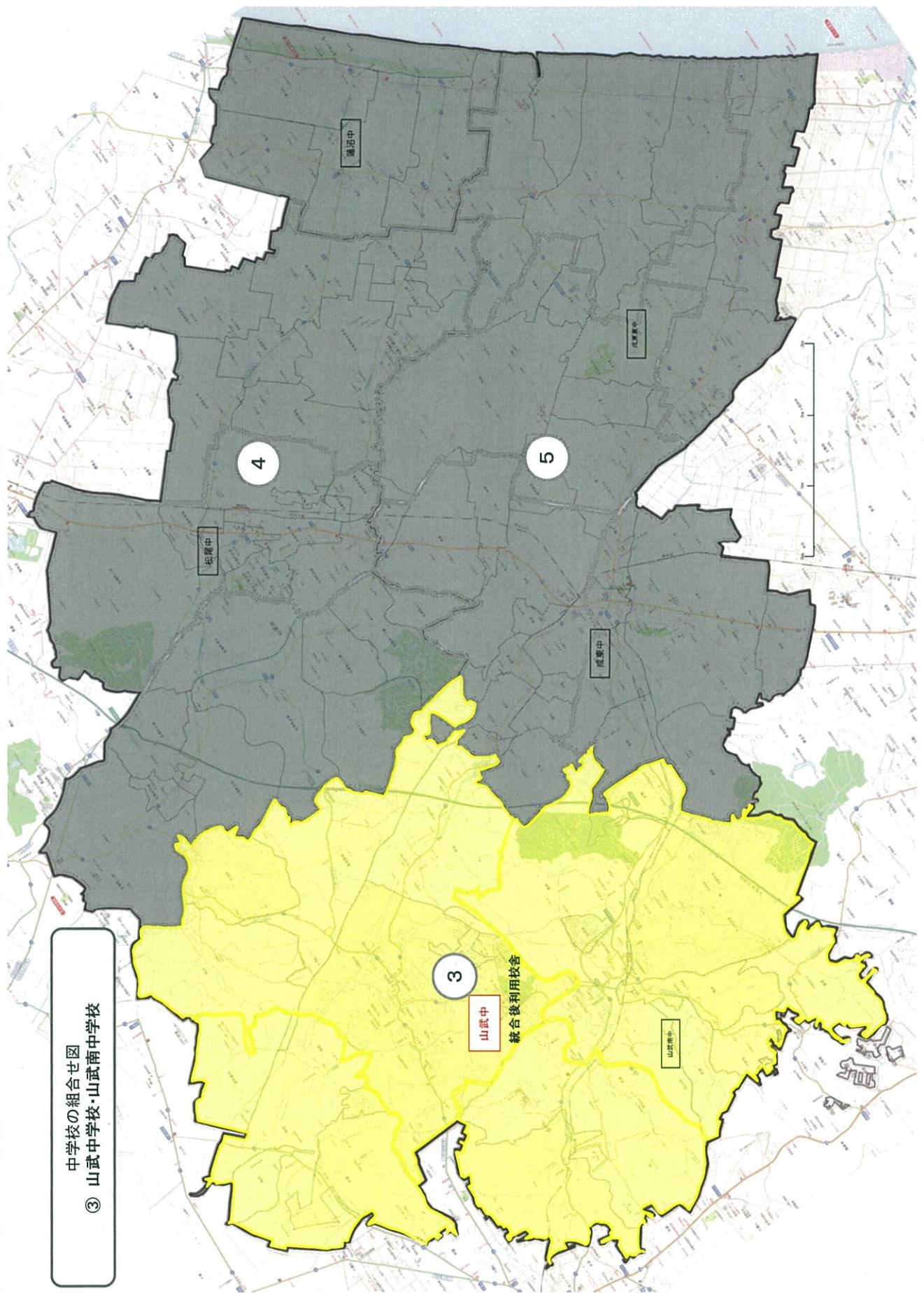
授業や部活動に必要な施設整備については、計画的に実施します。

#### 5) 跡地利用

新校は山武中学校の校舎を使用するために、山武南中学校が廃校となります。日向小学校と山武西小学校を統合し、平成 33 年度から小学校として使用します。

#### 6) スケジュール

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
統合関係	実施計画 策定	統合準備専門部会（仮称） の設置		新中学校 開校			
施設整備		授業や部活動に 必要な施設の整備					
跡地利用			山武南中 閉校	改修工事 山武南中	新小学校 開校		



#### ④ 蓮沼中学校と松尾中学校の統合

～新たな出会いで未来を拓き 創造的な教育活動が期待されます～

蓮沼中学校の平成27年度生徒数は82名で学級数については3学級で全ての学年が単学級となっています。平成37年度の推計では、蓮沼中学校は生徒数が65名で3学級となり、松尾中学校は生徒数が172名で6学級となります。

従って、教科担任制で必要な教員を複数配置できる学級数を確保するために、学校施設の規模、地域性及び通学距離を考慮し、2校での統合について検討します。

##### ○生徒数・学級数の推計

学校名	建築年	保有教室数		28年度		37年度	
		普通	転用可	生徒数	学級数	生徒数	学級数
蓮沼中	S47	6	2	84	3	65	3
松尾中	H9	11	10	224	6	172	6
統合後		—		—	—	237	8

※学級数の推計は国の学級編制の標準により算出

##### 1) 新校の開校

前期計画期間中の開校に向け、検討します。

##### 2) 統合後の学校位置

統合後の学校位置は、学校施設の規模を考慮し、現松尾中学校を学校位置として、検討します。

##### 3) 通学区域

原則として、蓮沼中学校区及び松尾中学校区の通学区域全域とします。

##### 4) 施設整備

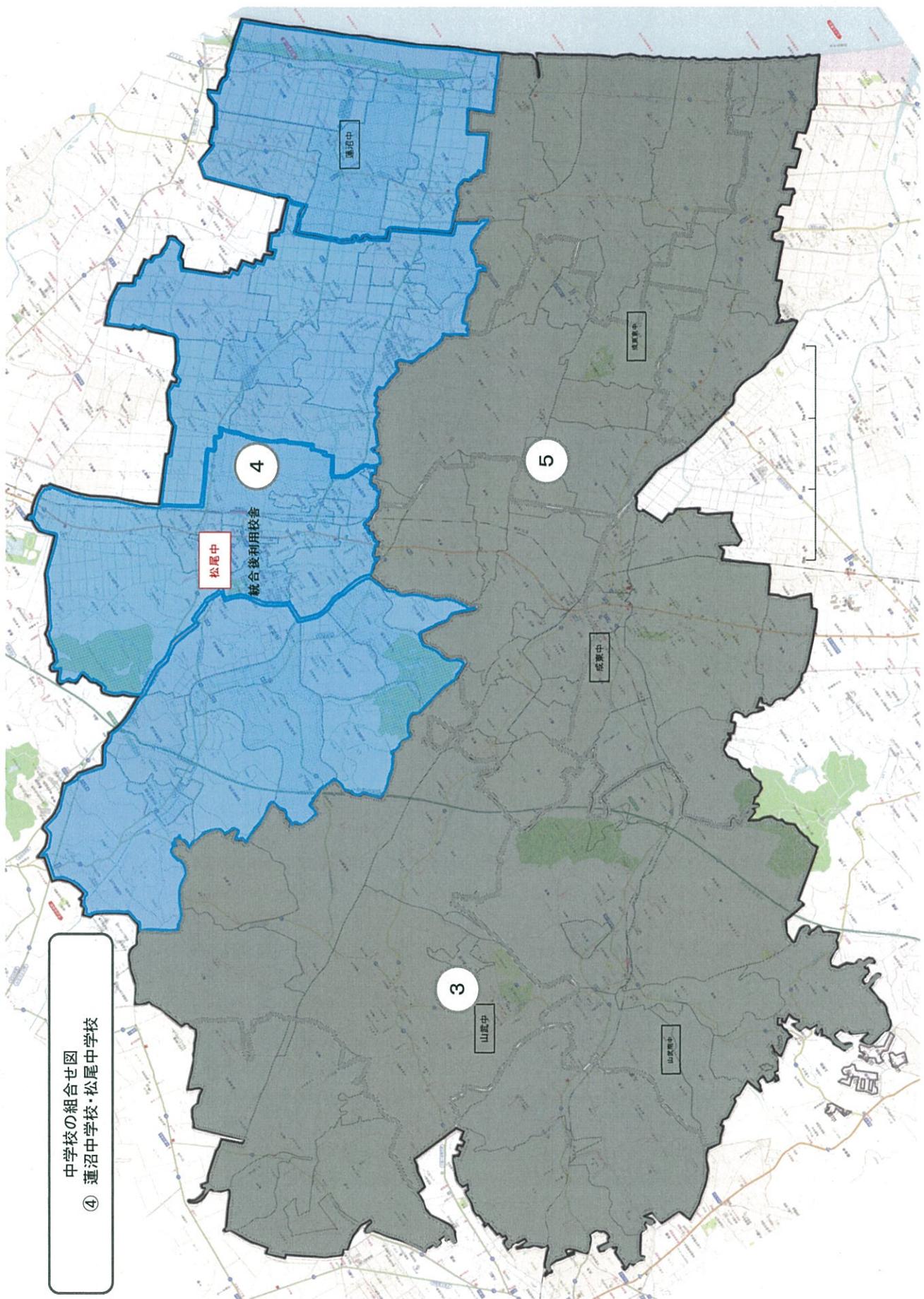
統合にあたっての施設整備の予定はありませんが、松尾小学校の建て替えに伴う仮移転や仮設校舎の設置位置について、検討します。

##### 5) 跡地利用

蓮沼中学校は避難用の外階段を整備していることから、学校跡地の利用については、地域の意向やニーズに十分配慮するとともに、財政面や防災面なども踏まえ、多角的な視点から将来を見通した有効活用策を地域の皆様と協議しながら検討します。

##### 6) スケジュール

	開校3年前	開校2年前	開校1年前	開校年度			
統合関係	実施計画 策定	統合準備専門部会（仮称） の設置		新中学校 開校			
施設整備							
跡地利用			閉校	跡地利用について検討			



## ⑤ 成東中学校・成東東中学校的統合

### ～新たなスタートで 活力があり魅力あふれた教育活動が期待されます～

成東中学校的平成27年度生徒数は226名で学級数は8学級です。平成35年度の推計では生徒数が194名で6学級となります。校舎については老朽化に伴う建て替え時期の課題があります。また、成東東中学校は平成27年度の生徒数が365名、学級数は11学級で平成27年度から小規模校となっています。平成35年度の推計では生徒数が252名で8学級となります。さらに、平成39年度の推計では、成東中学校は生徒数が206名で6学級となり、成東東中学校は生徒数が196名で6学級となります。

従って、地域性や通学距離の視点、また今後の生徒数・学級数の推計や成東中学校校舎の老朽化への対応等を総合的に勘案し、2校での統合を検討します。

#### ○生徒数・学級数の推計

学校名	建築年	保有教室数		28年度		35年度		37年度	
		普通	転用可	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
成東中	H37	10	3	221	7	194	6	209	6
成東東中	H22	11	5	339	10	252	8	231	7
統合後		—	—	446	12	440	12	440	12

※学級数の推計は国の学級編制の標準により算出

#### 1) 新校の開校

平成35年4月の開校を目指し、検討します。

#### 2) 統合後の学校位置

統合後の学校位置は、地域性や通学距離を考慮し、現成東東中学校を学校位置として検討します。

#### 3) 通学区域

原則として、成東中学校区及び成東東中学校区の通学区域全域とします。

#### 4) 施設整備

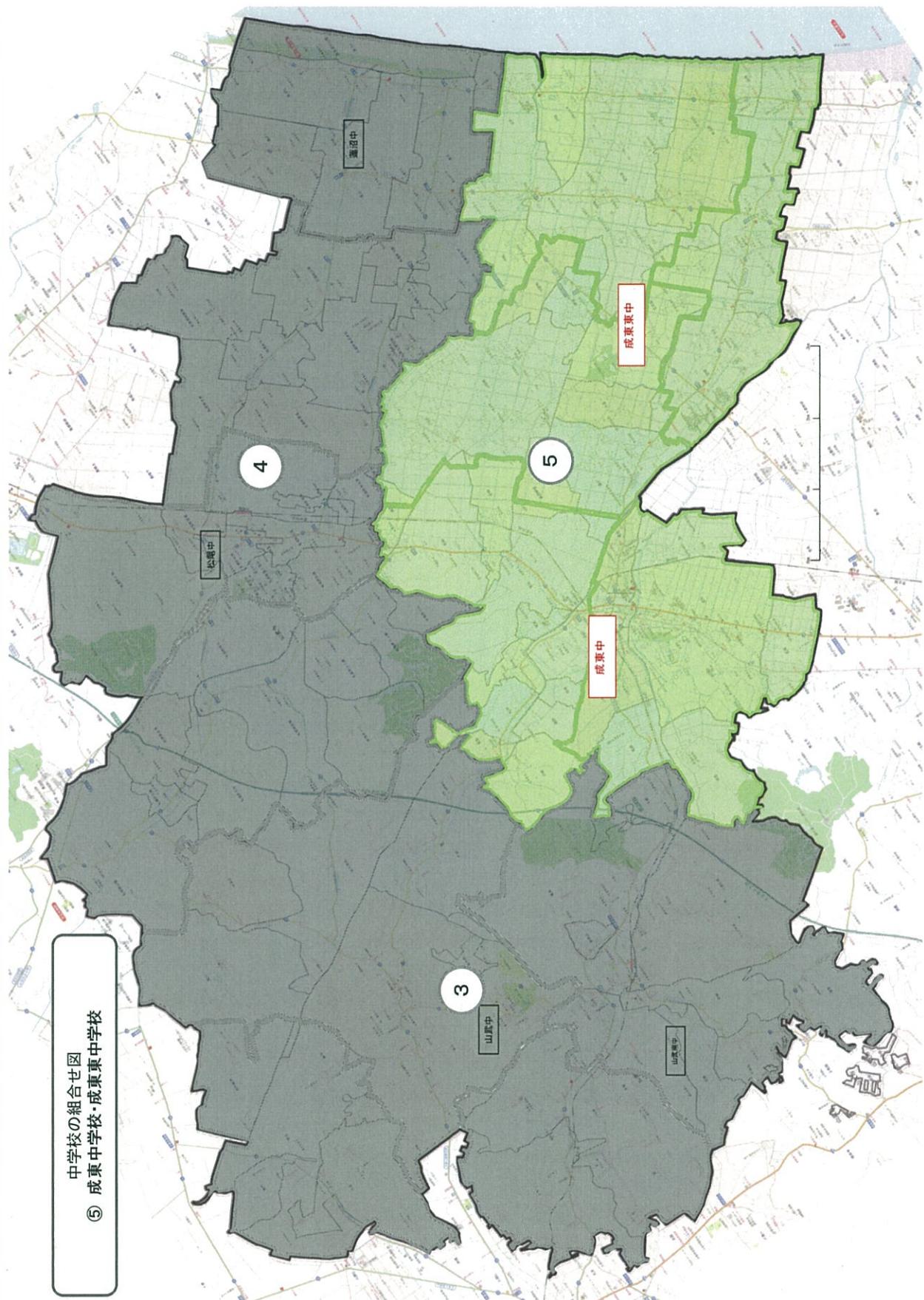
授業や部活動に必要な施設整備については、計画的に実施します。

#### 5) 跡地利用

学校跡地の利用については、地域の意向やニーズに十分配慮するとともに、財政面や防災面なども踏まえ、多角的な視点から将来を見通した有効活用策を地域の皆様と協議しながら検討します。

#### 6) スケジュール

	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
統合関係	実施計画 策定	統合準備専門部会（仮称） の設置		新中学校 開校			
施設整備		授業や部活動に 必要な施設の整備					
跡地利用			閉校	跡地利用について検討			



## (2) 後期計画（平成 38 年度以降）

後期計画は、今後の児童数の推移や校舎の老朽化等の状況により、前期計画の後半（平成 36 年度）に統合年度等の方向性について検討することとします。

### ① 成東小学校と大富小学校の統合

**～学校の総合力が高まり 思いやの心を持ち学び合い高め合いが期待されます～**

成東小学校は適正規模校ですが、大富小学校については平成 33 年度の推計で 75 名まで児童数が減少することが見込まれています。推計から複式学級が見込まれないため、当面の間は存続し、小規模校の課題解決に努めていきますが、今後の児童数の推移を見ながら引き続き検討していくこととします。また、統合を検討する場合は、地域性や通学距離を考慮し 2 校での組み合わせとします。

### ② 南郷小学校と緑海小学校と鳴浜小学校の統合

**～ふる里の願いと力を合わせて 資質や能力を活かした確かな教育活動が期待されます～**

鳴浜小学校は既に全ての学年が単学級で、緑海小学校についても平成 28 年度に全ての学年で単学級となることが見込まれています。2 校と比較して児童数の多い南郷小学校についても、一部の学年で単学級となっており、今後においても単学級の学年が増えることが見込まれています。推計から複式学級が見込まれないため、当面の間は存続し、小規模校の課題解決に努めていきますが、今後の児童数の推移を見ながら引き続き検討していくこととします。また、統合を検討する場合は、学校規模や地域性、防災面を考慮し、成東東中学校区である 3 校での組み合わせとします。

### ③ 瞳岡小と山武北小の統合

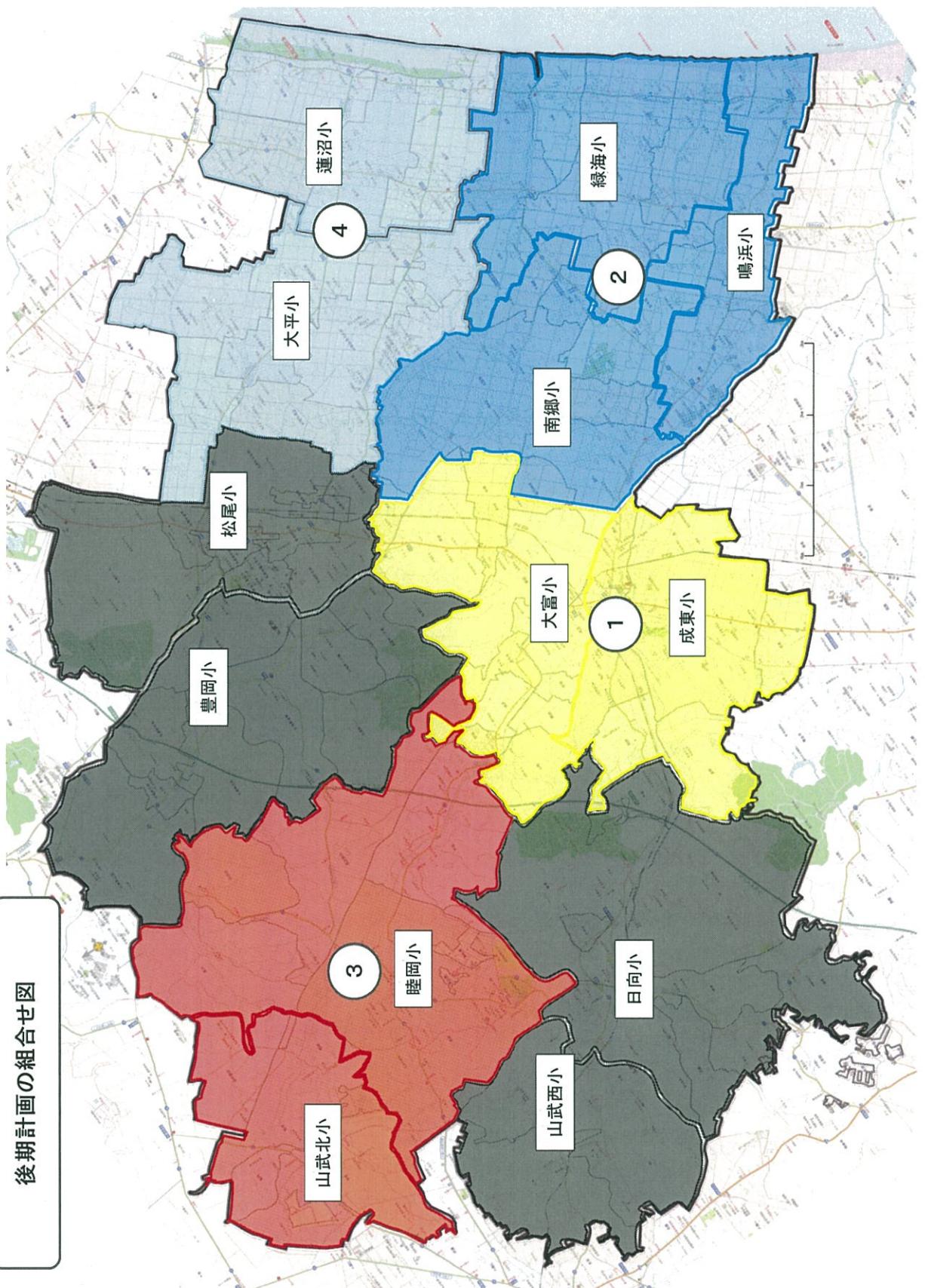
**～過去と未来をつなぎ きめ細やかで豊かな教育活動が期待されます～**

山武北小学校は既に全ての学年が単学級で、瞳岡小学校についても児童数が年々減少し、平成 33 年度の推計では全ての学年で単学級となることが見込まれています。推計から複式学級が見込まれないため、当面の間は存続し、小規模校の課題解決に努めていきますが、今後の児童数の推移を見ながら引き続き検討していくこととします。また、統合を検討する場合は、地域性や通学距離を考慮し、2 校での組み合わせとします。

### ④ 蓼沼小と大平小の統合

**～歩みより 新たな前進で多様な学習や感動的な活動が期待されます～**

蓼沼小学校は既に、全ての学年が単学級で、大平小学校についても複数の学年で単学級となっており、平成 33 年度の推計では全ての学年が単学級となることが見込まれています。推計から複式学級が見込まれないため、当面の間は存続し、小規模校の課題解決に努めていきますが、今後の児童数の推移を見ながら引き続き検討していくこととします。また、統合を検討する場合は、地域性や通学距離を考慮し、2 校での組み合わせとします。



### 3 基本計画（前期計画）の進め方

#### （1）実施計画の策定

基本計画を進めていくにあたり、対象学校ごとに個別の実施計画を策定して取り組むこととします。

##### ① 実施計画の策定時期

実施計画は、「基本計画」で示された新しい学校区を実現するため、それぞれの学校区の特性を踏まえながら、学校施設の整備計画やスクールバス運行計画といった具体的な取り組み内容について、統合までに必要な準備期間を考慮し策定することとします。

##### ② 実施計画の内容

実施計画は、概ね次の内容について策定します。

- ア 対象校・計画期間・通学区域
- イ 統合準備専門部会（仮称）の調整事項
- ウ 学校規模適正化・適正配置に向けたスケジュール
- エ 学校規模適正化・適正配置にあたって配慮すべき事項

##### ③ 実施計画の策定とその推進

実施計画の策定とその推進にあたっては、その計画内容について対象校の保護者や地域の皆様に対して十分な説明を行うとともに、意見・要望を十分に踏まえ、理解と協力を得て策定し推進していきます。

#### （2）統合準備専門部会（仮称）の設置

学校の統合にあたり、新校を円滑に開校するため、概ね開校2年前より対象校ごとに関係校の教職員及び保護者、地域住民等で構成する「統合準備専門部会（仮称）」を設置し、統合に関する諸課題について協議し、十分な理解と協力を得ながら進めています。

※専門部会構成（案）

部会名	主な検討事項
総務部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校名称、校歌、校章等に関すること。</li><li>・式典行事の計画に関すること。（開校式・閉校式）</li></ul>
学校運営部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育目標、教育指導計画等の策定に関すること。</li><li>・校則、制服、体操服等に関すること。</li><li>・児童生徒、教職員交流事業等、学校行事に関すること。</li></ul>
PTA・通学部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・PTA組織編制（規約・役員の選出等）に関すること。</li><li>・通学路の安全対策等、スクールバス運行方法に関すること。</li></ul>
施設整備・伝統継承部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設点検、改修箇所等に関すること。</li><li>・学校跡地利用に関すること。</li><li>・移転計画に関すること。（学校歴史等の継承、備品確認等）</li></ul>

### (3) 学校規模適正化・適正配置を進めるにあたっての考え方

#### ①教育環境整備に関するここと

- ア 統合の対象となる学校においても、実施までの間、児童生徒が引き続き充実した学校生活を送り適切な教育が受けられるようにします。また、統合後の不安や動搖をできる限り軽減できるよう、心の相談員やスクールカウンセラーの活用を図るとともに、準備期間を設け、児童生徒、教員、保護者間の交流活動を実施します。
- イ 特別支援学級については、統合学校に引き続き設置するとともに、設備面を含めた教育環境においても十分配慮することとします。
- ウ 統合後の学校で円滑に学校生活がスタートできるよう、統合前から在籍している教員を統合後の学校にも一定数配置するなど十分配慮していきます。

#### ②通学環境整備に関するここと

- ア 通学路の指定にあっては、現状確認を行い、児童生徒の安全性が確保できる通学路を選択していきます。また、通学路の安全確保については、特段の配慮が必要となることから、地域の要望を聞く中で、歩道、ガードレール、道路照明などの整備について、関係課や関係機関と調整しながら進め、児童生徒の安全安心な登下校にも十分配慮していきます。
- イ 学校の規模適正化・適正配置が行われた場合、必然的に現在より通学範囲が広くなり、通学距離が延びることで、児童生徒が体力的にも精神的にも疲労し、学校生活における学習意欲や様々な活動に影響を与えないように遠距離通学については、スクールバス等の交通手段について検討していきます。
- ウ スクールバスを導入する際は、児童生徒の乗車時間が必要以上に長くならないよう、また、学年毎に異なる下校時刻やクラブ活動・部活動、学校行事への対応や早朝登校の回避など柔軟な対応が図れるよう、学校の実情に併せた運行経路や運行計画等を、統合準備専門部会（仮称）で十分検討していきます。

#### 【運行計画（案）】

##### ■運行ルート

- 各学校区において乗降する停留場所を指定し、各指定停留所から乗降となります。
- 基本ルートは主要幹線道路とし、児童生徒の動向によっては変更も検討することとします。

##### ■運行台数

- 学校区ごとにスクールバスを運行します。

※運行台数は、児童生徒の乗車時間や運行ルート等により必要台数を確保します。

##### ■運行回数

- 登校時1回、下校時2回を基本とし検討することとします。

##### ■運営形態

- 委託方式

### ③通学区域に関すること

- ア 学校の規模適正化・適正配置にあたっては、従来の通学区域を隣接する学校に編入する統合だけではなく、弾力的な通学区域の設定にあわせ、隣接する学校の通学区域の線引きの見直しについても検討します。
- イ 統合後の通学距離や保護事情の要件にそった指定校変更の承認は申請に基づき学校指定に関する弾力的な運用を行います。

### ④学校施設整備に関すること

- ア 学校の規模適正化・適正配置に伴い、学校等の施設改修が必要となることが想定されますが、市の財政状況を踏まえ、必要に応じ効率的な整備を行うとともに、学校施設整備計画で予定している工事について見直しを図ります。
- イ 学童クラブは、放課後の児童の居場所を確保するため、全ての小学校で実施しています。学童クラブ施設については、学区に1施設が基本のため、学校の規模適正化・適正配置に合わせて整備を実施していきます。

### ⑤閉校後の学校施設・跡地利用に関すること

- ア 学校の規模適正化・適正配置が行われた場合、閉校となる学校施設及び跡地は、市民共有の貴重な財産であり、貴重な空間でもあります。このため、閉校となる学校施設及び跡地の活用方法については、全市的なまちづくりを進める観点からも、地域の意向やニーズに十分配慮し、有効活用されるよう統合準備専門部会（仮称）で検討していきます。
- イ 閉校後の学校施設を転用するにあたっては、財産処分する必要があります。このため、府内に学校跡地利用検討組織を設置し、①財政効果の観点（資産経営等の財源確保）、②防災体制の観点（避難場所等の防災対策）、③地域住民の意見、④国庫補助金等の残存価額、⑤施設の耐用年数等を考慮して、学校跡地利用計画（仮称）を策定していきます。

### ⑥基本方針及び基本計画の見直し

基本計画は長期の計画期間であるため、児童生徒数の将来推計、教育制度の改正、市の財政状況、社会情勢の変化等により、計画の方針に影響を与えるなどの変化が生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを図ります。

## （4）学校規模適正化・適正配置（統合）に関する手続き

### ①府内調整会議及び教育委員会協議会の開催

- ア 学校規模適正化・適正配置（統合）に係る市長部局（関係部局）との調整会議  
※学校の統合は、総合的な行政施策（防災、地域コミュニティ、財政面等）との調整もあることから、教育関係部局だけではなく、市長部局（関係部局）と密接に連携をとり調整を進めていく。
- イ 基本計画及び実施計画の作成、説明会（保護者、地域住民）の計画、実施計画の推進

### ②教育委員会会議

- ア 基本計画及び実施計画の決定

- イ 議会上程議案（学校設置・廃止条例等）の審議
- ウ 統合による通学区域変更等、関係規則の一部改正に係る審議

③山武市学校のあり方検討委員会への意見聴取及び報告

- ア 基本計画及び実施計画の内容に係る意見聴取
- イ 基本計画及び実施計画に係る説明会結果報告

④学校、地域における推進体制の整備

- ア 対象学校の保護者及び学校への説明並びに意見集約
  - イ 市民を対象にした地域説明会の開催
  - ウ 統合準備専門部会（仮称）の設置
- ※統合に向けて具体的な協議を行うために、専門部会を設置して詳細な検討を行い、検討・協議結果を教育委員会に報告する。

⑤市議会

- ア 市議会全員協議会で基本計画及び実施計画の説明
- イ 「山武市立小学校設置条例」及び「山武市立中学校設置条例」の一部改正及び関係予算案等の審議・表決

⑥パブリックコメントの活用

基本計画に関し、その素案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民から意見を求め、寄せられた意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見については活用するものです。

⑦学校の設置及び廃止の届出

- ア 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 25 条  
※市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出
- イ 学校教育法施行規則第 3 条  
※学校設置の届出・・・手続きについては、設置目的、学校名、位置、開設の時期を記載した届出書に校地、校舎等の図面を添付し都道府県教育委員会に提出。
- ウ 学校教育法施行規則第 15 条  
※学校廃止の届出・・・手続きについては、学校廃止の届出書に、廃止の理由、廃止の時期、及び児童生徒の処置方法を記載した書面を添付して行うことになる。

## おわりに

学校は、地域の拠点施設であるとともに災害時の避難場所であるなど、地域にとって重要な施設であることから、学校の規模適正化・適正配置は、学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会がより良い教育環境を整えるための共通の視点を持って話し合いを行い、理解を得ながら進めていきます。

また、前期計画に基づき新たに開校する学校へ円滑に移行でき、児童生徒がより良い教育環境の中で学校生活が送れるよう、保護者や地域の方々の意見や要望を十分踏まえながら学校開校に向けて準備を進めてまいります。

